

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律
根拠条項	第1条第1項
許認可等の種類	産業組合からの資産の譲渡の協議の認可
法令の定め	<p>農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和24年6月8日法律第202号)</p> <p>第1条 農業協同組合法その他協同組織の発展を図ることを目的とする法律により設立された農業協同組合その他の組合(産業組合を除く。以下組合という。)で産業組合の組合員たる者の全部又は一部をその組合員とし、且つ、その産業組合の事業と同種の事業を行うことを目的とするものは、行政庁の認可を受けて、その産業組合に対し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により譲り受ける資産の額のその産業組合の資産の総額に対する割合は、その産業組合の組合員の持分の総額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。</p> <p>3 前項の規定の適用については、持分の額は、第1項の認可のあった時以前でこれに最も近い時において、その産業組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。</p> <p>4 第1項の場合において、協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、同項の認可を受けた組合は、行政庁に対し、裁定を申請することができる。</p> <p>5 前項の申請があったときは、行政庁は、遅滞なく、当事者の意見をきいて、裁定をしなければならない。</p> <p>6 前項の裁定は、その申請の範囲をこえることができない。</p> <p>7 第5項の裁定があったときは、その裁定のあった日に、その裁定の定めるところにより、当事者間に、協議がととのったものとみなす。</p> <p>8 行政庁は、第5項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。</p> <p>9 第5項の裁定を定める対価について不服のある者は、その裁定を申請した組合を被告として、訴をもって、その金額の増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から3箇月を経過したときは、この限りでない。</p> <p>10 第5項の裁定についての審査請求又は異議申立てにおいては、その裁定に定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>
審査基準 標準処理期間	処分実績がないことから、当面は審査基準及び標準処理期間は設定しない。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号：011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律
根拠条項	第1条第1項
許認可等の概要	産業組合からの資産の譲渡の協議の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定(未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定(未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	処分実績がなく、審査基準が設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なことから、設定していない。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	組合指導係 (内線: 27-262)